

指摘事項に対する改善措置状況を 公表しました

以下の通り、指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内容

指摘事項に対する改善措置状況について

- ① 令和6年4月実施定期監査分(保健福祉局障害・生活福祉部中区福祉事務所)
- ② 令和6年4月実施定期監査分(保健福祉局障害・生活福祉部東区福祉事務所)
- ③ 令和6年4月実施定期監査分(岡山っ子育成局子育て支援部こども総合相談所)

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 山本・吉川 直通086-803-1552 内線4564・4567

岡山市監査委員公表第28号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年10月1日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎
同	土	居	幸徳
同	藤	原	哲之
同	福	吉	智徳

岡中区福第1233号

令和6年9月19日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和6年4月実施の定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条14項の規定により通知します。



別 紙

定期監査（令和6年4月実施）の指摘事項の改善措置状況

保健福祉局 障害・生活福祉部 中区福祉事務所

【指摘事項】

○ 収入事務について

令和6年2月29日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において3億5,128万円余（収納率4.1%）認められました。

今後とも、債権管理条例、生活保護債権等事務処理要綱、生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

1 生活保護廃止の債務者への対応について

収入未済者の多くは廃止ケースです。低所得のため、返済能力が乏しく返納金回収に苦慮していますが、生活保護債権等事務処理要綱等に定められた督促、催告を適正に実施し、収納率向上に努めます。

また、居所不明者については可能な限り住所の確認、資力調査等を随時実施しています。

2 生活保護受給中の債務者への対応について

返還金等は原則一括納付としていますが、資力がなく一括納付困難な者には分割納付を認めており、繰越の一因となっています。

中区福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促してまいります。

また、中区福祉事務所以外の5福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、中区福祉事務所から5福祉事務所に依頼して、各福祉事務所の担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促してまいります。

なお、分割納付の手続きを行ったものについては、返納管理台帳により返済状況を定期的に確認するとともに、ケースファイルに返納額、返納未済額等を記載した文書を添付し、ケースワーカーのみではなく査察指導員も含めて管理を行うようにしてまいります。

3 生活保護受給中の債務者のうち、納付が滞る債務者への対応について

返還金等の一括納付困難な者には分割納付を認めていますが、資力がなく分割納付が滞る債務者も多くいます。生活保護法第77条の2及び第78条徴収金は、生活保護費からの控除（天引）が認めら

れているため、生活保護受給中の債務者のうち、納付が滞る債務者には本制度の活用を促してまいります。

4 生活保護・自立支援課との連携

収入事務について、生活保護・自立支援課が、「生活保護債権等事務処理要綱」及び「生活保護法による返還金等に係る事務処理基準」を所管し、これらに基づき、各福祉事務所での収入事務等の取扱いが統一的行われるよう、連携を図られています。

また、年1回の生活保護法施行事務監査や、年度末に開催する生活保護債権等処遇検討委員会、更に令和5年度から開始された市内全福祉事務所の生活保護債権管理担当者を対象とした勉強会の場を活用し、市内全福祉事務所での債権の未然防止を含めた適正な債権管理が一層進むよう、生活保護・自立支援課と共に取り組んでまいります。

今後とも、福祉振興係と生活保護担当係が連携し、以下の対応を徹底することにより、不納欠損に陥ることのないように努めてまいります。

- (1) 訪問調査活動による細やかな生活指導や生活保護制度の周知を図り、返納金の発生を未然に防止、抑制すること
- (2) 滞納者に対して督促状・催告書を一斉送付して、ケースワーカーによる納付指導等を計画的に実施すること
- (3) 返納金管理台帳による債権管理の徹底
 - ① 債務者の情報共有、一括納付指導の徹底
 - ② 納期限までに一括納付できなかった債務者への分納手続案内
 - ③ 返納手続の進まない債権の確認、進捗状況の聞き取り
 - ④ 査察指導員による定期的な返済状況の確認及びケースワーカーへの対応指示

参考<令和6年3月31日現在>

返納金（滞納繰越分）

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	366,180,763	16,004,456	27,636,081	322,540,226	4.4

（内訳1）生活保護法第63条の規定に基づく返還金

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	114,404,414	8,384,371	11,423,935	94,596,108	7.3

（内訳2）生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	251,156,536	7,616,085	16,120,785	227,419,666	3.0

（内訳3）返還金及び徴収金以外の返納金

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	619,813	4,000	91,361	524,452	0.6

参考<令和6年2月29日現在>

返納金（滞納繰越分）

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	366,180,763	14,891,639	0	351,289,124	4.1

（内訳1）生活保護法第63条の規定に基づく返還金

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	114,404,414	7,798,602	0	106,605,812	6.8

（内訳2）生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	251,156,536	7,089,037	0	244,067,499	2.8

（内訳3）返還金及び徴収金以外の返納金

（単位：円，％）

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	619,813	4,000	0	615,813	0.6

岡山市監査委員公表第29号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年10月1日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎
同	土	居	幸徳
同	藤	原	哲之
同	福	吉	智徳

岡東区福第1620号
令和6年 9月 3日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和6年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



別紙

定期監査(令和6年4月実施)の指摘事項の改善措置状況

保健福祉局 障害・生活福祉部 東区福祉事務所

【指摘事項】

○ 収入事務について

令和6年2月29日現在、滞納繰越分の収入未済額が、損害賠償金において13万円余(収納率0%)、返納金において1億1,287万円余(収納率3.4%)認められました。

今後とも、債権管理条例、生活保護債権等事務処理要綱、生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

1 損害賠償金への対応について

催告書の送付による債務者への接触を実施し、債権回収に努めてまいります。

2 生活保護廃止の債務者への対応について

低所得者が多く返済能力が乏しいため未収金解消に苦慮していますが、引き続き生活保護債権等事務処理要綱等に定められた督促及び定期的な催告により納付を促してまいります。なお、郵便が不達となった時点で早急に住民記録の確認を行うとともに、転出者及び居所不明者については、戸籍附票の取得等により随時調査を行ってまいります。また生活保護廃止の債務者が東区福祉事務所以外の5福祉事務所管内で生活保護受給に至った場合も、福祉事務所間で情報を共有し、納付指導の強化を行ってまいります。

3 生活保護受給中の債務者への対応について

東区福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、債権管理担当から担当ケースワーカーへ納付・滞納状況を月次で提供し適切かつ効果的な納付指導に努めてまいります。なお一括納付が困難な債務者に対して分割納付の手続きを促してまいります。分納期間が終了するにもかかわらず完納に至っていない債務者については、債権管理担当から担当ケースワーカーへ速やかに納付状況を伝えて再度の分割納付の手続きを促してまいります。また東区福祉事務所以外の5福祉事務所管内で保護受給中の滞納者については、納付状況や指導すべき事項等の情報を債権管理担当者から該当福祉事務所へ提供して納付指導に努めてまいります。

4 生活保護受給中の債務者のうち納付が滞る者への対応について

返還金等の一括納付が困難な者には分割納付を認めていますが、分割納付が滞る債務者については、平成30年度から生活保護法第77条の2及び第78条徴収金の保護費からの控除(天引き)が

可能となったことにより、同意が得られた生活保護受給中の債務者について本制度を適用しております。また、現在保護費からの控除を行っていない債務者に対しても、丁寧な制度説明を行い、適用の推進を図ってまいります。

5 新たに発生した返納金への対応

滞納繰越額が年々増加する要因として、現年度の収納未済の蓄積があげられます。現年度の収納率を上げるためには(特に法第63条返還金)、資力がある中での徴収が有効なため、担当ケースワーカーにおいては年金の遡及受給等の情報の速やかな把握に努め、債権の決定を迅速に行うと共に、債権管理担当は速やかな納付書発行に努めてまいります。

6 生活保護・自立支援課との連携

収入事務について、生活保護・自立支援課が、「生活保護債権等事務処理要綱」及び「生活保護法による返還金等に係る事務処理基準」を所管し、これらに基づき、各福祉事務所での収入事務等の取扱いが統一的に行われるよう、連携を図られています。

また、年1回の生活保護法施行事務監査や、年度末に開催する生活保護債権等処遇検討委員会、更に令和5年度から開始された市内全福祉事務所の生活保護債権管理担当者を対象とした勉強会の場を活用し、市内全福祉事務所での債権の未然防止を含めた適正な債権管理が一層進むよう、生活保護・自立支援課と共に取り組んでまいります。

すべての債務者に適切な納付指導が及び、未収金解消に一定の効果が得られるよう引き続き福祉振興係と生活福祉係が連携し、今後とも債権管理の徹底、未収金解消及び不納欠損の抑制により一層努めてまいります。

参考<令和6年3月31日現在>

損害賠償金(滞納繰越分)

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
損害賠償金(滞納繰越分)	139,082	0	0	139,082	0

返納金(滞納繰越分)

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	116,841,542	4,278,593	576,697	11,986,252	3.7

【返納金の内訳】

(内訳1)生活保護法第63条の規定に基づく返還金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	65,691,697	2,284,956	176,946	63,229,795	3.5

(内訳2)生活保護法第77条の規定に基づく徴収金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	796,909	9,000	0	787,909	1.1

(内訳3)生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	48,141,976	1,825,650	88,993	46,227,333	3.8

(内訳4)返還金及び徴収金以外の返納金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	2,210,960	158,987	310,758	1,741,215	7.2

参考<令和6年2月29日現在>

損害賠償金(滞納繰越分)

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
損害賠償金(滞納繰越分)	139,082	0	0	139,082	0

返納金(滞納繰越分)

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	116,841,542	3,971,192	0	112,870,350	3.4

【返納金の内訳】

(内訳1)生活保護法第63条の規定に基づく返還金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	65,691,697	2,121,154	0	63,570,543	3.2

(内訳2)生活保護法第77条の規定に基づく徴収金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	796,909	9,000	0	787,909	1.1

(内訳3)生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	48,141,976	1,687,051	0	46,454,925	3.5

(内訳4)返還金及び徴収金以外の返納金

(単位:円,%)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	2,210,960	153,987	0	2,056,973	7.0

岡山市監査委員公表第30号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年10月1日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎
同	土	居	幸徳
同	藤	原	哲之
同	福	吉	智徳

岡こ相第146号
令和6年 9月24日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和6年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



別紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和6年4月実施分）

こども総合相談所

指摘事項

○ 収入事務について

令和6年2月29日現在、滞納繰越分の収入未済額が、児童養護施設等措置費負担金（私立分）において2,352万円余（収納率1.3%）、同負担金（市立分）において197万円余（収納率0.7%）、障害児施設措置費負担金において454万円余（収納率0.2%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

滞納繰越分については、催告書の送付により、滞納状況を認識してもらい、納付を促すとともに、多額の滞納で納付が困難な滞納者は分割納付の相談に応じるなどの対応を行っています。

令和5年度から、コンビニ納付及びバーコード決済による納付に対応し、扶養義務者が納付しやすい環境を整えたことで、遠隔地の扶養義務者からの納付もありました。

現年度分についても、児童の措置を行う場合には、負担金について丁寧な説明を行い、納付の必要性を意識してもらおうとともに、口座振替やコンビニ納付等が可能であることを説明することで、滞納繰越が生じないように努めてまいります。

【令和6年2月29日現在】

節	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
児童福祉費負担金	児童養護施設等措置費負担金（私立分）（滞納繰越分）	円 23,840,274	円 311,700	円 0	円 23,528,574	% 1.3
	児童養護施設等措置費負担金（市立分）（滞納繰越分）	1,987,680	14,100	0	1,973,580	0.7
	障害児施設措置費負担金（滞納繰越分）	4,550,900	8,000	0	4,542,900	0.2
滞納繰越分計		30,378,854	333,800	0	30,045,054	1.1

【令和6年3月31日現在】

節	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
児童福祉費負担金	児童養護施設等措置費負担金（私立分）（滞納繰越分）	円 23,840,274	円 381,500	円 4,686,230	円 18,772,544	% 1.6
	児童養護施設等措置費負担金（市立分）（滞納繰越分）	1,987,680	2,700	500,900	1,484,080	0.1
	障害児施設措置費負担金（滞納繰越分）	4,550,900	42,000	1,330,000	3,178,900	0.9
滞納繰越分計		30,378,854	426,200	6,517,130	23,435,524	1.4

※市立分収入済額の減少は、児童の入所施設変更に伴い、納付書の修正が必要だったものを誤って市立分のまま送付・納入があったため、私立分に更正処理したためです。